

青少年の雇用の促進等に関する公表事項

2025年4月1日
株式会社ウェブスター

青少年の雇用促進等に関する法律施行規則により、以下の通り公表いたします。

- イ 直近三事業年度新規学卒等採用者の数及びそのうち直近の三事業年度に離職した者の数
ロ 男女別の直近三事業年度新規学卒等採用者の数

		2024年度	2023年度	2022年度
採用者数	計	8	2	3
	男性	5	2	3
	女性	3	-	-
離職者	計	-	-	-
	男性	-	-	-
	女性	-	-	-

- ハ 直近の三事業年度に採用した青少年(=35歳未満の者)である労働者
(上述イの直近三事業年度新規学卒等採用者を除く)

		2024年度	2023年度	2022年度
採用者数	計	2	1	-
	男性	2	-	-
	女性	-	1	-
離職者	計	-	1	-
	男性	-	-	-
	女性	-	1	-

ニ その雇用する労働者の平均継続勤務年数(労働者の勤続年数の合計÷労働者の総人数)

5.6年(2025年3月末現在) 在籍70名
当平均継続勤務年数は、中途採用を含む
当社は2006年4月に事業開始
新規学卒等採用は2014年4月より開始

ホ その雇用する労働者に対する研修の内容

キャリア開発制度(縦軸・横軸で長期的にキャリア形成をフォロー)
階層別研修(新入社員向け、管理監督者向け等)
職能別研修・専門技術研修(言語、プロジェクトマネジメント等)
業務上必要な職能別研修などのOff-JT

ヘ その雇用する労働者が自発的な職業能力の開発及び向上を図ることを容易にするために必要な援助の有無並びにその内容(ちに掲げる事項を除く。)

職業能力開発促進法第10条の4第1項第1号に関する事項(教育訓練、職業能力検定等の援助)について、研修時間や受験時間につき特別休暇(有給)を付与していません。

ト 新たに雇い入れた新規学卒者等からの職業能力の開発及び向上その他の職業生活に関する相談に応じ、並びに必要な助言その他の援助を行う者を当該新規学卒者等に割り当てる制度の有無

若手先輩社員を専属指導員に指定し、業務や日常の心配事をフォローしています。また、3カ月毎に上長や営業担当者と業務ふり返し会を実施しています。

チ その雇用する労働者に対してキャリアコンサルティングの機会を付与する制度の有無及びその内容

毎年、キャリアアップに関する目標設定を全社員行っており、実施に向けての計画やサポートを上長中心に実施しています。

リ その雇用する労働者に対する職業に必要な知識及び技能に関する検定に係る制度の有無並びにその内容

研修専門会社2社と契約し、少なくとも年2科目の研修受講を薦めています。

(受講料は無料です。)

資格取得奨励制度を設けており、書籍代・独自で受講した研修代・受験費用を全額会社が負担しています。資格取得者にはお祝金(10万円がベース)を支給しています。

ヌ その雇用する労働者一人当たりの直近の事業年度における平均した一月当たりの所定外労働時間

11.8 時間 (2024 年度 (2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日) 実績)

ル その雇用する労働者一人当たりの直近の事業年度において取得した有給休暇の平均日数

10.1 日 (2024 年度 (2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日) 実績)

ヲ 育児休業の取得の状況

- (1) その雇用する男性労働者であって、直近の事業年度において配偶者が出産したものの数及び当該事業年度において育児休業をしたものの数

出産 1 人、育児休業 1 人

- (2) その雇用する女性労働者であって、直近の事業年度において出産したものの数及び当該事業年度において育児休業をしたものの数

出産 3 人、育児休業 3 人

ワ 役員に占める女性の割合及び管理的地位にある者に占める女性の割合

役員に占める割合：25%

管理的地位にある者に占める割合：0% (管理的地位は部長と定義)

以上